

《 目的 》

1. 地域の自治体とタクシーのお互い顔の見える関係づくり
2. タクシーの特性及び地域の交通に精通したタクシー会社からの地域交通の提案が可能
3. 地域との連携・広域での対応が可能
4. タクシーの存続、緊急時対応他

《 提案事項 》

- 自治体が主宰する地域公共交通会議へのタクシーの参画
- タクシー協会
- 地域を代表するタクシー事業者(既参加タクシーとの調整)

◆ 名古屋交通圏全体をカバーする「地区部会」 ※別添「協会 & 委員会組織図」

⇒ 各地区を代表するタクシー会社(部会長)の地域公共交通会議委員就任

- ① 東地区(昭和区、瑞穂区、名東区、天白区、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、東郷町)
- ② 西地区(中村区、中川区、津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、大治町、飛鳥村)
- ③ 南地区(熱田区、港区、南区、緑区、豊明市)
- ④ 北地区(北区、西区、清須市、北名古屋市、豊山町)
- ⑤ 中地区(中区、東区、千種区、守山区)※該当市町村なし

- 地区内タクシー全体での提案・対応が可能
- 地域の実情・事情に応じた提案・対応が可能
- タクシーの「ない・いない」自治体にも提案・対応が可能
- 異常気象時・防災対策等緊急時のタクシーの活用

- 地域が必要とするタクシー輸送サービス提案・提供
- 《地域と連携したタクシー》

1. 名古屋タクシー協会「地域対策特別委員会」組織図 & 役割

